

**平成25年度 清瀬市行政評価
（外部評価委員会報告書）**

**平成25年12月
清瀬市行政評価外部評価委員会**

平成25年度 行政評価（外部評価）報告書

目次

1	外部評価の概要	1頁
	(1) 外部評価の趣旨	1頁
	(2) 評価対象事業について	1頁
	(3) 外部評価の流れ	2頁
	(4) 外部評価内容	2頁
	(5) 外部評価結果の利用等	2頁
2	評価結果	3頁
	(1) 外部評価結果	3頁
	(2) 5事業に対する主な意見 (評価票掲載以外の審議過程で出た自由意見)	7頁
	(3) その他意見	12頁
3	委員名簿	13頁
4	委員会日程	13頁
5	委員会開催経過	14頁
	(1) 第1回清瀬市行政評価外部評価委員会	14頁
	(2) 第2回清瀬市行政評価外部評価委員会	14頁
	(3) 第3回清瀬市行政評価外部評価委員会	15頁
	(4) 第4回清瀬市行政評価外部評価委員会	15頁
	(5) 第5回清瀬市行政評価外部評価委員会	16頁
	(6) 第6回清瀬市行政評価外部評価委員会	16頁
	(7) 第7回清瀬市行政評価外部評価委員会	17頁
	(8) 第8回清瀬市行政評価外部評価委員会	17頁

資料

- 1 清瀬市行政評価実施要綱
- 2 清瀬市行政評価外部評価実施要綱
- 3 平成24年度清瀬市行政評価 外部評価結果についての対応状況
※平成24年度末現在の対応状況となります。

1 外部評価の概要

(1) 外部評価の趣旨

これまで、行政内部でのみの改善作業にとどまっていた行政評価制度そのものの形骸化を防ぎ、広く市民の方々の視点に立つ事業改善に努めることで、評価の客観性、妥当性を高めるとともに、第4次行財政改革大綱で主軸としているPDCAサイクルの構築を確実なものとしていくことを趣旨としています。

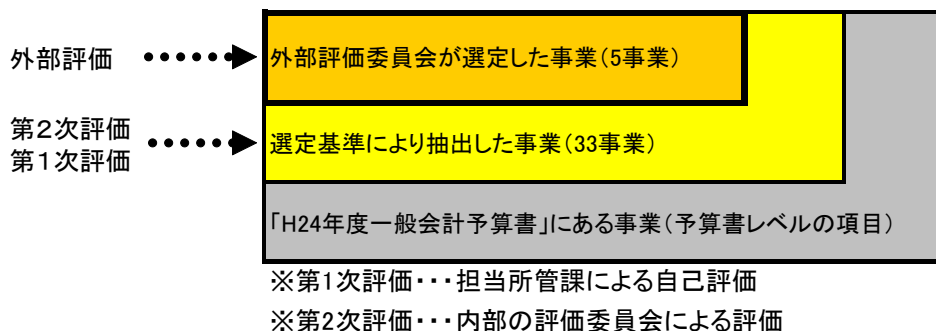
国の事業仕分け手法とは異なり、財源確保のために事業の廃止等の是非を結論付けるものではなく、多角的に事業を評価し、内部評価のみでは不可能であった「気付き」を得ることで、建設的な方向性を見出すものとして実施しています。

(2) 評価対象事業について

平成25年度行政評価対象事業は、平成24年度に実施した事務事業を対象としました。

選定には、まず、一般会計予算書にある325事業の中から、第1・2次評価対象事業として、下記の「外部評価対象事業選定の基準」をもとに、内部の行政評価委員会で33事業を選定しました。そのうち、外部の行政評価委員会で5事業を選定致しました。

【平成25年度評価対象事業】



【外部評価対象事業選定の基準】

- 予算規模100万円以上の事業
- 一般財源の比率が総事業費の70%以上の事業
- 概ね3年以上継続しており、平成25年度も引続き実施している事業
- 外部の評価を参考としたい事業
- 下記に該当するものを除く事業
 - 単年度で終了する事業、すでに事業継続の見込みが無い事業
 - すでに今年度中に見直しをする可能性が生じている事業
 - 市の裁量が乏しい事業(※)
 - 調査研究の段階にあり、予算規模が見込めない事業

※「市の裁量が乏しい事業」の解釈

当市における行政評価制度は、いわゆる「仕分け」ではなく事業のサービス水準アップを目指す行財政改革の一制度であることを尊重し、法的強制力や国の委譲等による義務的事業であって廃止の裁量を有しない事業においても、事業手法の改善等により一般財源の縮減が見込めるものについては「市の裁量が乏しい事業」に含まれない可能性を有するものとする。

【外部評価対象5事業】

	行政評価対象事業	担当課
1	各種がん検診事業	健康推進課
2	緑地保全事業	水と緑の環境課
3	奨学資金貸付事業	教育総務課
4	学力向上推進事業	指導課
5	博物館事業	郷土博物館

※組織順

(3) 外部評価の流れ

委員会は1回2時間で行われ、各回1事業ずつ審議しました。会議の冒頭で、担当所管課が15分程度のプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を交えながら、評価について議論しました。

会議終了後、委員は各々評価をまとめ、第7回委員会までに全5事業の審議を実施しました。

第8回委員会では、意見の集約をし、委員会の総意として本報告書をまとめました。

(4) 外部評価の内容

評価は、各事業の今後の方向性について「拡充」「継続（現状維持）」「見直し」「休止・廃止」といった択一式ではなく、事業の方向性について、建設的かつ各委員の自由な言葉でご意見を頂き、最終的な評価結果としました。また、その他、委員会運営や行政評価そのものについての意見も提案しました。

(5) 外部評価結果の利用等

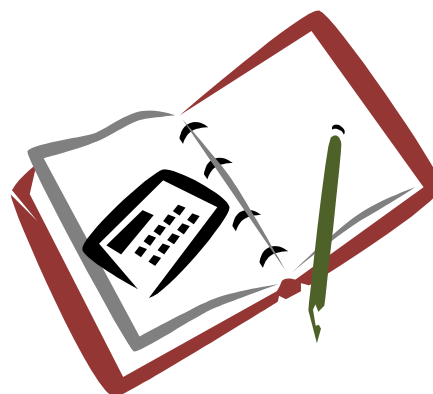
外部評価結果は、市の最終決定として位置づけられるものではありませんが、清瀬市行政評価外部評価実施要綱第8条のとおり、庁議及び部課長会議その他の会議で周知を図り、また行政評価制度そのものへの提案についても、尊重しなければならないとされています。市は、今回の報告書を考慮した上で、各事業の今後の方向性を決定し、予算や今後の取組みに対する反映状況について、別途公表いたします。

2 評価結果

(1) 外部評価結果

事務事業名	①各種がん検診事業	担当課	健康推進課
外部評価	<p>当事業の必要性や社会的効果は高い。 今後、該当者が利用しやすい事業に発展させるとともに、がんそのものの周知に努める必要がある。</p>		
委員意見	<p>【事業の実施方法について】 当事業の必要性は極めて高いが、第1・2次評価とともに受診率の向上が課題であり、引き上げる必要がある。 検査費用等目先のコストだけでなく、がんが発見されないことによって将来生じる医療保険等の将来コストの増加に着目し、これを未然に抑制するという点を重視する観点で、事業の充実を図る必要がある。 受診期間が短く、受診者が限定されてしまうため、受診可能期間を休日や夜間に拡大するなどにより、多くの対象者が受診する機会を作ることを検討して頂きたい。</p> <p>【周知方法について】 当事業に関する広報が不十分であり、更に頻繁・早期に市報掲載等の広報を行う必要がある。 紙媒体だけでなく、市民の主治医が多く所属する医師会や、健康づくり推進員等との連携による、“人づて”での周知も検討するべきである。 一方で、がんという病名自体は、市民に浸透しつつある。早期発見・早期治療の大切さについて周知するとともに、進行状況を区分する「病期」の状態について市報に掲載するなど、単なる検診のお知らせではなく、病気に関して具体的な周知が必要である。 また、継続受診者と新規受診者を把握・分析し、両者それぞれに対する具体的な対策を検討する必要がある。</p>		

事務事業名	②緑地保全事業	担当課	水と緑の環境課
外部評価	<p>必要性・効率性が高く、経費相当の効果を上げている事業であるが、市だけでなく、部分的に他の団体等との連携による事業の実施が必要である。</p>		
委員意見	<p>【保全活動について】 徐々に緑被率が減少する中、緑の保全・創出・維持は極めて重要であり、そのためには優先して当事業に取り組む必要がある。ただし、緑地保全や維持管理などに伴う財源確保が課題となるため、税、寄附金、負担金などによる何らかの費用徴収、基金への予算配分のしくみを検討しても良いのではないかと。</p> <p>具体的な緑地保全の目的を示したPRを行い、基金やふるさと納税等を募る手法を検討して頂きたい。</p> <p>また、宅地開発による緑の減少については、開発をコントロールできる規模・強さを持つ規制や費用徴収の方法について検討して頂きたい。</p> <p>【国蝶オオムラサキについて】 良好に管理された緑地が市域に残されていることの素晴らしさを象徴するオオムラサキの飼育は、緑地保全を啓発する事業として有効な手段ではあるが、事前に調査・検討を重ねた上で実施する必要がある。</p> <p>現段階では市民がオオムラサキと接する機会が少なく、効果が十分に得られていない印象を受けるため、小学校のクラス単位での飼育など、身近に触れ合う機会を作る必要がある。</p>		



事務事業名	③奨学資金貸付事業	担当課	教育総務課
外部評価	金額やシステム面は効率的ではあるが、現状での事業継続は社会的効果が不十分であり、事業内容の再検討が必要である。		
委員意見	<p>【事業の実施方法について】</p> <p>高校授業料の無償化については、所得制限が設けられる見込みであり、当事業は教育福祉の一環として、高等教育のより良い支援となるよう、内容を見直す必要がある。</p> <p>利用者が少ないため現状では社会的効果が不十分であり、その要因として他制度との併用が出来ないことや、貸付額が低いことが考えられる。検討する材料として、下記の内容を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■現在の貸付額が少額のため、貸付額や貸付対象者を増やす。 ■貸し倒れや返還事務が発生することから、給付への切り替え。 <p>また、市内への居住促進効果や地域活性化策として貸付金の返済期間中、利用者が市内に在住する間は、返還を免除する等の新たな手法を検討してはどうか。</p>		

事務事業名	④学力向上推進事業	担当課	指導課
外部評価	市が実施すべき事業であり、社会的効果をもたらす事業であるが、事業の性質上継続によって有効性・効率性が表れるため、内部による定期的な評価と改善が必要である。		
委員意見	<p>【事業の実施方法について】</p> <p>事業が効果的なものとなるよう、研修の成果をチェックする制度を設け、改善の度合いを見る必要がある。</p> <p>他の市区町村では義務教育の一貫教育校の実施など、市区町村独自で改革が進んでおり、清瀬市でも市に合った形で改革ができる可能性がある。外部に対して教育課題をオープンにし、時代の進展に合わせて、絶えず内容の見直しと改善を続けて頂きたい。</p> <p>また、市の単独事業として実施する場合、十分な検討・調査を重ねた上で事業を向上・発展させる必要がある。</p> <p>多くの教職員研修を実施しており、教職員に対する負担が大きくなりすぎないように留意する必要がある。</p>		

事務事業名	⑤博物館事業	担当課	郷土博物館
外部評価	市が実施すべき事業であり、必要性・有効性は高いが、人の配置や人材確保に努め、より発展した事業に取り組む必要がある。		
委員意見	<p>【事業の実施方法について】</p> <p>より良い博物館・使いやすい博物館・人が集まる博物館の実現に向けた、事業改善に取り組む必要がある。市内小中学校との連携やボランティアの活用による、内容の充実を提案する。</p> <p>当事業の活性化は職員の企画力によって大きく左右されている印象があり、今後も継続して事業が展開されるよう十分な配慮が必要である。学芸員など人材確保にも努めて頂きたい。</p>		

(2) 5事業に対する主な意見（評価票掲載以外の審議過程で出た自由意見）

①各種がん検診事業

【事業内容について】

- 市民の主治医が多く所属する市医師会に全面委託してはどうか。
- 一般的な普及啓発は自治体の仕事になじむが、医療機関を保有していない自治体において、結果的な受診率向上のメリットは、国民健康保険事業を通じてのみ回収されるため、事業の効率性を得るには、一般的な普及啓発の事業と保険者としての事業に区別し、助成策は国民健康保険事業に特化することが望ましい。しかし、現行のがん検診推進事業補助要綱では、事業の実施主体が市区町村とされているため、「全部又は一部を委託することができる」規定に基づき、各医療保険者に事業を委託することで、政策効果に関する受益と実施主体が一致する方策を考えるべきである。
- 他の予算を減らしてでも、拡充する価値がある。

【受診率向上について】

- 他の自治体を参考に、良い部分や実施可能なものをより積極的に取り入れることが必要。受診率が著しく低いと把握している部分を改善することで、市民の健康につながることを認識して事業を推進してほしい。
- 受診率向上に向け、中長期的な計画を策定してはどうか。
- 早期発見につながる「有所見者数」を重視することが大切である。

【周知方法について】

- 受診時に医師から継続受診の重要性を伝えてもらうべきである。
- 市報のがん制圧月間の特集等の啓発運動を早期・頻繁に実施してほしい。
- 早期発見・早期治療の重要性を伝えるチラシを作成し、受診時に医師から渡してはどうか。
- 早期発見・早期治療により、がんは怖くないことを市民に徹底させることが重要。
- インターネットの活用が有効ではないか。
- 年1、2回の告知にとどまらず、実施前・実施期間中に継続して市報掲載してはどうか。
- 市報掲載内容を「受診してみよう」「家族にも受診させなければ」と思わせるようなものに工夫するべきである。（早期発見生存率、市内のがんによる死亡者数（年齢別）、前年の有所見者数、検診を自費で受けた場合の費用等）
- 市のアピール不足というより、病に対する市民の危機感が薄いように感じる。

【検査・受付方法について】

- 申し込み方法を電話からハガキに変更したことは評価できる。
- 申し込み方法をインターネットやメールでの受付も検討するべきである。
- 早期発見・早期治療には胃カメラや大腸カメラの全額ないし一部助成が必要であり、国・都の制度改善が望まれる。
- がん（疑いも含む）が見つかった方へのフィードバック体制を充実するため、医師会や医療機関との連携を拡げてほしい。

【その他】

- 健康維持は個人の問題であり、プログラムが用意され、適宜周知、利用しやすければ受診率ばかりにこだわる必要はない。場合によっては管理運営について役所が全面的に関与しなくても良いのではないかと。

②緑地保全事業

【事業内容について】

- 基金の積み増し基準の設定（予算あるいは税収に占める一定%等）や超過課税、さらに近隣自治体との共同による仕組みづくりや財源確保を検討してはどうか。
- オオムラサキの飼育は大変興味の持てる取り組みであり、増やすことに成功すれば放蝶よりケージを拡大してはどうか。
- 財政上の問題もあるが、相続等で失われる山林や生産緑地の積極的な買い取りを行うべきである。
- 世帯の相続などによる緑地減少の問題は、予測出来るにもかかわらず、手が打たれていない。
- 空き家を取り壊すと跳ね上がる固定資産税の一部を市が減免、または補助する代わりに、空き地に緑地作って管理してもらう制度を設けてはどうか。
- 生産緑地等の制度に守られているにも関わらず、農地の減少が起こっている現状で、制度の無い樹林地は政策や資源を総動員しなければ、保全は難しい。
- 緑地の現状維持という消極的な対策だけでなく、緑地を増やすという積極的な方策を打ち出す必要がある。
- 事業推進として、緑の現状維持ではなく、出来る限り増やすという姿勢が必要である。
- 「緑の清瀬」というキャッチフレーズに甘えることなく、緑や自然を守り、その取り組みを前面に打ち出すことが必要である。
- 市の財政を十分考慮し、残すべき緑地について、選別をしていくことが課題。

【他団体との連携について】

- 住民やNPO等との協働により、市民が楽しみながら、勉強として関われる仕組みを作り、雑木林や緑地の維持に関する人材育成を進めるべきである。
- 緑に関心の高いボランティアと共同でオオムラサキの飼育ができると良い。
- イベントの開催だけでなく、森林の中に小道や隣接した公園など、市民が緑の重要性を感じる直接的なきっかけとして、森林を楽しむスペースを作るべきである。
- 郷土博物館活用検討会議に議題として上げるなど、郷土博物館との連携を図るべきである。
- 小学校の理科教諭との連携を図るべきである。

【保全啓発について】

- 自然環境の保全と育成のために、保全の大切さや意義などを積極的に啓発するべきである。
- 市民、不動産・開発などの事業者、所有者に対して自然環境に関する教育や、「みどりの基本計画」「みどりの環境をつくる条例」などの周知徹底を図る必要がある。

③奨学資金貸付事業

【事業内容について】

- 利用者数が少なく、事業の有効性は低いことから、小学生・中学生・高校生の親に対し、どのような形であれば制度を利用したいか、アンケートをとった上で制度改革を検討してはどうか。
- 利用者が少なく、効率の良い事業とは言えない。
- 貸付額が少額過ぎるため、制度の再構築が必要である。
- 多くの市民に勉学に励めるよう、当事業を積極的に周知し、利用を増やすべきである。
- 利用者数が少ないのは、他制度との併用ができないことが一因である。
- 市の財政負担の実質的増大を考慮した上で、貸付から給付制度に切り替える必要がある。
- 国の制度構築が行われている中、清瀬市独自の地域活性化や学力向上に資するように改善するためには、現事業形態は廃止するべきである。

【事業の継続について】

- 市独自の事業に改善して継続実施するべきである。
- 全額給付は市の財政上難しいが、当事業そのものを廃止すべきではない。
- 就学支援金制度や他の奨学金制度が充実している中、市が必ずしも実施すべき事業とは言えない。
- 当事業を継続するより、他制度の活用を促進するべきである。

【事業の実施方法について】

（貸付について）

- 有利子の貸付を実施した場合、貸付金額の増額や対象を拡大し、利用者の増加や、市の財政負担を補足することができる。

（給付について）

- 給付により、奨学金制度への関心を高めることはできる。
- 貸付より給付、もしくはその両方を組み合わせて実施してほしい。
- 給付により対象者が狭まり、今以上に一部の市民向けの事業となる上、市の財政負担が出てしまう。

（その他）

- 保証人規定の撤廃や他制度との併用可等、他市に無い清瀬市独自の事業として実施すべきである。
- 申請者の選考を毎年行い、競争原理を働かせることにより、学力向上や人材育成につながる。
- 利子補給の制度を代替案としてはどうか。

【他の制度利用について】

- 事業を廃止する場合、他の奨学金制度を市民に分かりやすく伝え、市民それぞれの立場に合わせて有効な奨学金制度を利用できるよう、市がサポートするべきである。

④学力向上推進事業

【事業内容について】

- 時代の進展に合わせて、絶えず内容を見直し、改善を続けてほしい。
- 相当量の一般財源を投入している市単独事業であることから、更なる調査・検討を加えた上で、万全を期して当事業を実施する必要がある。
- 既に平成25年度において、事業内容が改善されており、この効果を評価するには数年後に評価を実施することが望ましい。
- 市の裁量が及ばないものと、市独自の施策を融合させて事業の効果を上げていく姿勢が感じられる。
- 学校現場との連携により、すでに判明している課題に一層取り組んでほしい。
- 現代の子育てでは塾通いが浸透しており、自治体と学習塾が連携することで費用を抑えた上で、多くの子どもが塾の指導を受けられる政策が必要である。
- 学力テストやアンケートの分析結果を、現時点の環境だけを原因にするのではなく、幼稚園や保育園のあり方の分析にも用いるべきである。
- 国の規定による範囲で良く実施している。清瀬教員のレベルアップのために、市が実施すべき事業だと考える。

【教職員研修について】

- 民間塾とは異なる公教育では、利益や競争意識が無いと思われたが、実際は様々な研修や事業制度により、十分に意識のモチベーション継続につながっていると感じた。
- 優れた研修が、優れた教師の養成や学力向上につながるには限らないため、教師の負担が大きくなりすぎないように配慮が必要である。
- 教師研修は任意期間に非常に多くのカリキュラムがあり、教師にとって負担をかけすぎているように感じられる一方、研修の必要性はあることから、教師の負担とフィードバックのバランスをとり実施する必要がある。
- 効果を明確にするため、研修のやりっぱなしではなく、何らかの成果物を提出、試験、採点を行う必要がある。
- 研修への意欲を高めるため、研修の評価に対して何らかのメリットが得られるようにするためにも、評価制度を設けてはどうか。
- 学力向上は都の初任者研修が大きく影響しており、当事業の目的を初任者研修の欠点を補完するものと政策を改めるべきである。
- 市の研修は都の研修の補完に過ぎないが、市の研修は重要である。

【その他】

- 現在の義務教育である小学校・中学校の9年間を通じて、「一貫校」によるカリキュラムで教育した方が効率的である。

⑤郷土博物館事業

【事業内容について】

- 新しい取り組みをしており、基本的な方向性に問題は無いと考える。今後の実施展開に関してビジョンはあるが、事業実施に対して、予算が少ないと感じた。
- 清瀬の歴史を伝え、清瀬を理解し、思いを深め、清瀬に貢献する事業を行うためには、予算が少ない様と感じられる。人員不足や予算が少額のため施設設備の老朽化により、見学者の清瀬市への理解や思いを深めることに十分効果が発揮できていない。
- 文化財保全などが形骸化しているように感じる。
- ミュージアムコンサート等新しい取り組みにより、来館者数を上げて、コンサートへの興味であり、清瀬市の歴史や郷土博物館自体の魅力を来館者に伝えるまで至っていない様と感じられる。
- 子どもが喜びそうな興味を引く企画を検討する必要がある。
- 開発により埋蔵文化財が破壊されないよう、開発を適正にコントロールすることが博物館の使命である。
- 現状では実施の厳しい事業であっても、各方面との連携により、積極的な実施を検討してほしい。
- 郷土文化を発信する場としては閉鎖的で活動が消極的である。
- 事業内容に対して人件費がかかりすぎているように感じる。

【周知方法について】

- 初めて施設を訪れた際、とても良い施設だと感じたが、けやき通りの看板が古く、行きたいという印象を与えづらい。美しいものに変えるだけでも印象が変わるのではないか。
- チラシを公共施設だけでなく、スーパーやコンビニに設置することも検討してはどうか。
- 素晴らしい企画展を開催しても来館者が少ないため、PR方法の改善が必要である。
- 市民や地域にさらに定着するよう、広報を強化すべきである。
- ひいらぎちゃんの着ぐるみを作ることはできないか。
- ひいらぎちゃんを活用してグッズや文房具の販売をしてはどうか。

【埋蔵文化財包蔵地照会について】

- 埋蔵文化財確認事業と郷土の営みを保全する博物館の業務目的が矛盾している。
- 埋蔵文化財の確認地点を増やし、申請と試掘に費用を請求するべきである。

【他機関・他団体との連携について】

- 民間事業者、NPO法人の主体による管理、運営が適切ではないか。
- 各分野の専門家や各団体との積極的な連携による事業の実施が必要である。
- 緑地保全事業との連携がさらに必要。
- 郷土博物館検討会議の要望に最大限こたえる形で改善をしてほしい。
- 博物館協議会や博物館活用検討会議へ一般市民の参画を促し、効果的な施設の活用を実施してはどうか。
- 歴史と文化双書刊行にあたり、市民の力を活用してほしい。
- 博物館の説明ボランティアとして、博物館友の会等の活用を検討してほしい。

【その他】

- 展示会やイベント以外では、何度も訪れる性質のものではないので、入場者数の減少はやむをえない。

(3) その他意見

【説明資料について】

- ・ 必要な資料の不足により、後日追加資料として配布されることもあったため、十分に想定した上で用意して頂きたい。
- ・ 資料が届いてからヒアリングまでの期間が大変短かった。早めに資料を確認して更に必要とする資料があれば、決められた期日までに事務局に請求する等の対応が取れたのではないかな。

【事業選定について】

- ・ 今年度は外部評価委員会で全て評価事業を選定したが、行政側と外部評価委員会側の両者が、外部評価の必要な事業を選定してはどうか。
- ・ 事業選定前に、市全体の事業の説明がある方が、より適切な事業の選定ができるのではないかな。

【事務局の進行等について】

- ・ 事業視察の当日、悪天候にも関わらず屋外で実施されたので、別日に延期するなどの配慮を頂きたかった。
- ・ 事業選定と最初の所管課ヒアリングの期間と、最後の所管課ヒアリングからまとめの期間が短かった。自主的に調査し、検討する期間が設けられると良い。

【説明者の説明等について】

- ・ 外部評価委員会の位置づけや、行政評価がどのように生かされるかを考慮した上で、説明をしてほしかった。

【時間配分等について】

- ・ 重要事項の説明時間にもう少し時間をかけて頂きたい。

【行政評価制度について】

- ・ 評価票の選択肢に“意見差し控え”の様な項目があると良い。
- ・ 評価の選択肢に例えば5～10段階とすれば、評価結果の平均が取りやすく、イメージも分かりやすい。
- ・ 事業の目的や成果指標など、評価に資するようなものを第1・2次評価に示せると達成度の判断がしやすい。

【その他】

- ・ 市単独事業においては、各担当部局ともに十分な調査・検討を重ねたうえで事業を実施して頂きたい。
- ・ 用意を十分にした場合でも、足りない資料は出てくるので、2回ヒアリングを設けることを検討してほしい。

3 委員名簿

	役職	氏名	区分	所属等
1	委員長	星野 泉	学識経験者	明治大学政治経済学部 教授
2	副委員長	菅原 敏夫	学識経験者	公益財団法人地方自治総合研究所 研究員
3	副委員長	小西 一午	公募市民	
4	委員	松崎 正一	学識経験者	松崎正一税理士事務所 税理士
5	委員	赤川 都	公募市民	
6	委員	板倉 美代子	公募市民	
7	委員	城野 兼一	公募市民	
8	委員	中川 忠	公募市民	
9	委員	中西 雅司	公募市民	

(役職・区分別五十音順、敬称略)

4 委員会日程

回	開催日	内容
第1回	平成25年 7月 1日	・委員会についての説明 ・委員長、副委員長の選任 ・外部評価対象事業の絞り込み
第2回	平成25年 7月19日	・評価の論点について説明 ・外部評価対象事業の選定
第3回	平成25年 8月20日	・担当所管課ヒアリング
第4回	平成25年 9月25日	・現地視察 ・担当所管課ヒアリング
第5回	平成25年10月 9日	・担当所管課ヒアリング
第6回	平成25年10月23日	・担当所管課ヒアリング
第7回	平成25年11月 6日	・担当所管課ヒアリング
第8回	平成25年11月20日	・外部評価報告書のまとめ

5 委員会開催経過

(1) 第1回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成25年7月1日(月)

午後6時～午後8時(於：消費生活センター会議室1・2)

【内容】

- ・清瀬市行政評価外部評価実施要綱の説明
- ・委員長、副委員長の選任
- ・委嘱状の交付
- ・渋谷市長による委員の方々との意見交換
- ・清瀬市行政評価外部評価委員会傍聴規程の承認
- ・外部評価対象事業の絞り込み
- ・今後のスケジュールの調整

[委嘱状交付・意見交換の様子]



(2) 第2回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成25年7月19日(金)

午後5時半～午後7時半(於：消費生活センター会議室1・2)

【内容】

- ・第1回会議録の確認
- ・内部評価委員による評価の論点について
- ・外部評価対象事業の選定
- ・今後のスケジュールの調整

[内部評価委員による説明の様子]



(3) 第3回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成25年8月20日(火)

午後5時半～午後7時半(於：消費生活センター会議室1・2)

【内容】

- ・ 第2回会議録の確認
- ・ 「各種がん検診事業」について健康福祉部健康推進課によるプレゼンテーション及び質疑応答、審議

(4) 第4回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成25年9月25日(水)

①午後3時～午後5時(於：郷土博物館、伊藤記念公園 台田の杜、下清戸道東特別緑地保全地区)

【内容】

- ・ 「博物館事業」について郷土博物館の現地視察
- ・ 「緑地保全事業」について伊藤記念公園 台田の杜及び下清戸道東特別緑地保全地区の現地視察

②午後5時半～午後7時半(於：男女共同参画センター会議室1・2)

【内容】

- ・ 第3回会議録の確認
- ・ 「博物館事業」について郷土博物館によるプレゼンテーション及び質疑応答、審議

[現地視察の様子]



(郷土博物館視察)

(5) 第5回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成25年10月9日(水)

午後5～午後7時半(於：消費生活センター会議室1・2)

【内容】

- ・ 第4回会議録の確認
- ・ 「学力向上推進事業」について教育部指導課によるプレゼンテーション及び質疑応答、審議

(6) 第6回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成25年10月23日(水)

午後5時半～午後7時半(於：消費生活センター会議室1・2)

【内容】

- ・ 第5回会議録の確認
- ・ 「奨学資金貸付事業」について教育部教育総務課によるプレゼンテーション及び質疑応答、審議

[担当所管課ヒアリングの様子]



(第7回「緑地保全事業」所管課ヒアリング)

(7) 第7回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成25年11月6日(水)

午後5時半～午後7時半(於:消費生活センター会議室1・2)

【内容】

- ・ 第6回会議録の確認
- ・ 「緑地保全事業」について都市整備部水と緑の環境課によるプレゼンテーション及び質疑応答、審議

(8) 第8回清瀬市行政評価外部評価委員会

平成25年11月20日(水)

午後5時半～午後7時半(於:消費生活センター会議室1・2)

【内容】

- ・ 第7回会議録の確認
- ・ 外部評価対象事業5事業について評価のまとめ

[外部評価報告書のまとめの様子]



清瀬市行政評価実施要綱

平成17年 5月25日訓令第46号

改正

平成19年 3月30日訓令第23号

平成20年 3月31日訓令第19号

平成24年 5月31日訓令第61号

(目的)

第1条 この要綱は、清瀬市の事務事業の執行に係る行政評価を実施することにより、市の行財政運営の継続的な見直しを行うとともに職員の意識改革を図り、市政に関する市民への説明責任を果たし、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務事業 特定の行政課題等に対応するための具体的な方策について、これらを実現するための個々の行政手段としての事務及び事業をいう。
- (2) 行政評価 事務事業について、その実施結果及び効果を分析し検証を行うことをいう。
- (3) 清瀬市行政評価委員会 行政評価の円滑な執行を図るとともに、評価の客観性を確保することを目的に設置する委員会をいう。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、清瀬市組織規則（昭和48年清瀬市規則第8号）第2条により設置された課等、清瀬市教育委員会事務局組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第3号）第2条第1項により設置された課、清瀬市立図書館組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第5号）第2条により設置された課、清瀬市郷土博物館組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第6号）第2条により設置された課、会計管理者の補助組織に関する規則（平成19年清瀬市規則第13号）第1条により設置された課、清瀬市議会事務局設置条例（昭和35年清瀬町条例第9号）第1条により設置された局、清瀬市監査委員条例（平成14年清瀬市条例第25号）第3条第1項により設置された局、清瀬市選挙管理委員会規程（平成8年清瀬市選挙管理委員会規程第1号）第19条第1項により設置された局並びに清瀬市農業委員会事務局の設置及び運営に関する規程（昭和45年清瀬市農業委員会規程第1号）第2条により設置された局（以下「課等」という。）の所掌する事務事業を対象とする。

(行政評価の内容)

第4条 行政評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第一次評価 清瀬市行政評価委員会が選定する事務事業を所管する課等において、当該事務事業の必要性、効率性、有効性及び代替性等の観点からその事務事業の実施状況を評価し、その結果に基づく総合評価を行う。
- (2) 第二次評価 第一次評価の結果を受け、清瀬市行政評価委員会がその事業の効果を検証し、総合的な評価を行う。

(行政評価委員会の設置)

第5条 行政評価の円滑な執行を図るため、清瀬市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事項）

第6条 委員会の所掌事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 行政評価の対象となる事務事業を選定すること。
- （2） 委員会により選定された事務事業を所管する課等に通知すること。
- （3） 第一次評価の結果を受け第二次評価を実施すること。
- （4） 第二次評価の結果を市長に報告すること。

（委員会の組織及び運営）

第7条 委員会は、市長が委員として任命する副市長及び6人以内の市職員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長が事前に指名する委員をもって委員長の職務を代理させる。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 5 委員会は委員長が招集する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

（行政評価の実施）

第9条 第6条第2号に規定する選定の通知を受けた課等は、速やかに行政評価を実施するものとする。

（外部評価）

第10条 行政評価については、その客観性を確保するため、外部の異なった視点による評価（次項において「外部評価」という。）を実施するものとする。

- 2 外部評価の実施方法その他の外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（行政評価の公表）

第11条 市長は、行政評価の結果を市民に公表するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年5月25日から施行する。
（清瀬市行政評価委員会設置要綱の廃止）
- 2 清瀬市行政評価委員会設置要綱（平成16年清瀬市訓令第53号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月30日訓令第23号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現に在職する収入役がこの訓令施行後において任期中に

あるときは、改正前の要綱第3条の収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年3月31日訓令第19号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月31日訓令第61号）

この訓令は、公布の日から施行する。

清瀬市行政評価外部評価実施要綱

平成24年 5月31日訓令第60号

(目的)

第1条 この要綱は、市の行財政運営の継続的な見直し、職員の意識改革、市政に対する市民への説明責任等を果たすため、市の事務事業の執行に係る行政評価（清瀬市行政評価実施要綱（平成17年清瀬市訓令第46号）第2条に規定する行政評価に同じ。以下「行政評価」という。）に外部評価制度を導入し、透明性を確保して効率的、かつ効果的な市政運営を推進することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 市長は、市が実施する行政評価に学識経験者等の意見、提案等を取り入れて行政評価の客観性を確保するため、清瀬市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政評価結果に市民の視点で評価を行うこと。
- (2) 市が実施した行政評価結果に専門家の視点で評価を行うこと。
- (3) 行政評価制度の改善に意見を述べること。
- (4) その他市長が特に必要と認めたこと。

(組織)

第4条 委員会は、市長が次の各号に掲げる者から委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前各項に定めるほか委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員の意見を聴き定める。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会の会議において議事を決するとき、出席委員の過半数以上の賛成等を要するものとする。

(外部評価結果の報告)

第7条 委員長は、第3条に規定する所掌事項を執行することにより外部評価が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項に拘らず市長に対して行政評価システム全般に意見を提案することができる。

(報告結果の利用等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する報告があったときは、庁議及び部課長会議その他の会議で職員にその内容を周知しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による提案があったときは、これを尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価における外部評価の実施に必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◆平成24年度清瀬市行政評価 外部評価結果についての対応状況

※平成24年度末現在の対応状況 となります。

	事業名(担当)	外部評価	外部評価意見	
1	市民活動センター関係事業（企画課）	事業の必要性及び社会的効果が高いことを認めるが、運営方法の見直しや社会福祉協議会との関係性について改善を要する。	<p>・運営方法の見直しと認知度向上 必要性及び社会的効果が高い事業である一方、第2次評価でもあるように、その活動内容が見えにくい。特に運営方法の見直しと認知度向上を試みる必要がある。 現在の運営方法については、方針や情報公開が不十分で、加盟団体の活動状況が把握しにくく、団体の育成が不十分である。また市と運営主体の役割分担や責任範囲が不明確な印象がある。 現在の運営が、他の団体と同列のNPO法人への委託である点、またそれが本事業開始から長きにわたる体制である点に問題がある。 運営については、指定管理者制度の導入や、住民参加の仕組みを取り入れ、現登録団体を組織化することなどを提案したい。市は、実施団体の自主・自立性を損なわず、また運営主体と課題の共有をし、密な関係を持つ必要がある。運営において核となる人材の発掘は、第2次評価でもあり課題である。 また本事業の認知度は低い。更に住民を取り込んでいくためにも、広報活動を充実させる必要がある。こちらも第2次評価のとおりである。情報誌「市民活動ニュース」に編集ボランティアを活用し、紙面の刷新を図ることや、一般市民の目のつく場所への配布、また10周年記念企画などを検討して頂きたい。</p> <p>・社会福祉協議会との関係 長年の懸案事項である社会福祉協議会ボランティアセンターとの関係は、非効率な面があり、統一も選択肢である。引き続き改善に向けて検討が必要である。</p>	<p>平成25年度に向けての対応状況</p> <p>・運営方法の見直しと認知度向上 市民活動センターは、設立検討時より市民参加により検討が重ねられ、そのメンバーから市民活動センターの会が発足し、市民活動センターの運営を担うこととなった。平成21年には市民活動センターの会がNPO法人市民活動の会となり現在に至っている。また、市民活動の会の役員のお多くは登録団体のメンバーが務めている。したがって、開設当初より住民参加方式で運営していると言える。運営委託を指定管理者制度へ移行することは望ましいと考えるが、指定管理者の公募については、これまでの経緯への配慮や、市民活動の会以外に応募者があるか調査する必要があると考える。 市民活動センターの充実には、運営の核となる企画力のある人材の登用が必要であり、人材の発掘を引き続き検討していく。また、市と市民活動の会との課題の共有化は引き続き努めていく。 「市民活動ニュース」の充実を図るにも編集力や予算に限界がある。充実策を検討し、効果が期待できる段階で予算増について検討したい。 今年、市民活動センター開設10周年を迎えることから、3月に10周年記念として、記念式典及び講演会を実施予定であり、この機会に更なる市民活動センターの認知度アップを図りたいと考えている。</p> <p>・社会福祉協議会との関係 市民活動センターとボランティアセンターは歴史的経緯は異なるが、目的や求められる機能はにかよったところがあり、これまでも、両センターの統合については、何度か議論があったところである。しかし、現場の声を聞くと、設立の経緯も違い、市民活動センターが広く市民活動の支援を目的としているのに対し、ボランティアセンターは主に福祉ボランティアを中心とした支援を行っているため、統合するよりもそれぞれのセンターの充実を図るべきとの意見がある。 市民活動センターの管理運営に指定管理者制度を導入する際に、両センターの統合を図るなど、他市の状況等を更に研究していきたい。</p>

	事業名(担当)	外部評価	外部評価意見	平成25年度に向けての対応状況
2	松山地域市民センター(市民課)管理事業	出張所業務の廃止は望まないが、その有り方についてはセンター管理事業と併せて見直す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 出張所業務について 指定管理者制度を導入している他の市民センターと比べ、夜間における施設利用料等の取扱いが出来ないため、サービスが劣るとのことだが、出張所業務について、縮小はやむを得ないとしても、廃止は望まない。むしろ、通勤者に利便性の高い駅前に簡易な窓口を設置することや、アミュビルやその他利便性の高い公共施設に野塩出張所と統合した総合出張所を設置などを提案したい。また財政面から出張所業務の縮小等を検討する際は、住民の出張所業務への期待があることを踏まえ、第2次評価でもあるように、実際の需要を把握した上で、可能な限りサービスの低下とならない様な代替案が必要である。 センター事業について センター事業については、指定管理者制度を導入することで経費削減が図られるなら導入を検討して頂きたい。その際、他の公共施設とまとめて、ひとつの指定管理者と契約した方が効率的である。 	<p>センター管理の業務委託が長期継続契約(平成24～26年度)の為、平成25年度における指定管理者制度の移行は難しいが、制度導入については、物理的・費用的にも、出張所業務の見直しを併せて行う必要がある。</p> <p>経費と市民サービスの維持・向上の両面から検討が必要であり、外部評価のご意見にあるような、アミュビルに出張所機能を統合し、松山センターをセンター機能のみとする方策は可能性があると考ええる。また、両出張所を連絡所とし、証明発行及び公金収納等に業務を縮小し、再編することも可能性のひとつである。その際、野塩出張所については、地域性等から慎重に検討する必要がある。</p> <p>いずれの場合についても、センター管理業務は、指定管理者制度導入について検討していく。</p> <p>一方、証明発行の利便性向上については、自動交付機の拡充ではなく、マイナンバー制度を見据えてコンビニ交付の導入を検討すべきと考ええる。</p> <p>上記を踏まえ、平成25年度については、出張所業務とセンター管理事業と併せた見直し案の検討をしていくものとする。</p>
3	消費者保護対策事業(産業振興課)	相談業務は評価する一方、情報発信、啓発活動の強化が必要である。センターの貸し館業務については指定管理者制度の検討を求める。	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信・啓発活動について 本事業の必要性及び有効性は高く、また、相談業務が成果を上げている点から、効率性についても経費相当の効果を認める。 一方で、被害を未然に防ぐための、市民に対する情報発信や啓発活動が弱い。振り込め詐欺等の消費者トラブル、身の回りの化学物質や原発事故による放射能など、消費生活に関わる事項は市民生活の中心的な事柄である。消費者の関心事の発信に重きを置き、「賢い消費者」の育成に努めるべきである。 現在、情報発信、啓発活動の根幹とされる唯一のものが広報誌「ちえのわ」であるが、市民に必要な情報が十分書かれていない。また本年度刷新した市報と比較して、構成等にも改善の余地がある。「ちえのわ」に予算が余り充てられていないとの担当所管課の説明であったが、編集技術の改善または編集委員を募集するなどし、消費者が真に必要な情報をより分かり易く掲載することは、予算にかかわらず改善可能な点である。 また消費者団体についても、現状では他の市民団体支援と分けて考える理由が不明瞭であり、現登録団体の中には、目的に沿わないような団体もある。「何でも消費者に絡む」発想は、センター自体の活動が削がれかねないため見直しを要する。 組織について 「住民生活に光を当てる」事業が、産業振興課の一係内に位置付けられていることに、疑問を感じる。循環型社会という視点から、産業と消費者を同じ課が担当していることは、安心安全な生産を目指すという意味で良いのかもしれないが、片手間に扱っている印象は否めない。また、東京都消費生活総合センターや弁護士等との連携も普段からシステム化していると良い。体制の見直しについては、組織も含めて検討頂きたい。 指定管理者制度について 相談業務は高いスキルを持っていることから現状の市直営を望む。センターの貸し館業務は、指定管理者制度の導入により業務の効率化が図られるか、他の施設と窓口の一本化が可能なのか等を検討頂きたい。 	<p>情報発信・啓発活動については、「ちえのわ」の他、市報・ホームページ及び、消費生活講座、事例集の発刊等を行っている。それらの充実を図り、消費者の関心事の発信を進め、「賢い消費者の育成」に努める。</p> <p>「ちえのわ」については、現在、編集委員を、運営委員会(一般公募も含む)の中から5人選出し、毎号数回にわたって打ち合わせを行い、発行している。更に消費者に分かり易いよう改善を行う。また、編集委員の新たな募集形態の方策についても運営委員会で検討していく。</p> <p>消費者団体については、毎年活動内容の発表を消費者展等で行い、消費者団体としてふさわしい活動をしているか点検を行っている。そぐわない場合は運営委員会に報告を行い、取り消しを含め、今後も指導・改善を行っていく。</p> <p>組織については、他市の大部分が市民協働関係が担当しており、住民生活の意味合いから当市においても時期を見て検討していきたい。また、東京都消費生活総合センター及び弁護士の連携は、既に関係部署でシステム化されており、一層の連携に努めていく。</p> <p>指定管理者制度は、消費生活センターの性質上、貸し館業務だけを分離出来ず、現時点では、他の施設の窓口との一本化は難しいと考えている。</p>

	事業名(担当)	外部評価	外部評価意見	平成25年度に向けての対応状況
4	敬老記念事業（高齢支援課）	祝いの金額及び、敬老大会の内容や開催場所を事業の趣旨に照らして見直した上で、事業の継続が望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・祝い金について 77歳から実施している祝い金については、平均寿命が延びている背景から、対象年齢を引き上げることを提案したい。 ・敬老大会について 敬老大会は、第2次評価でも挙げられているが、施設面の問題(出席者1,500人を一度に収容できない、夏場に空調設備がない等)や、バス5台を借り上げながらも出席者の多くが記念品の受取りのみで帰ってしまう点、また、二部の内容に出席者が満足しているかどうかといった点などに疑問がある。 多世代と交流を持てるような地域毎の分散開催や、市のシンボルである清瀬けやきホールの活用の検討、二部の演芸を本年度実施した消費生活や交通安全の啓発といった有意義なものに工夫するなど、改善を求めたい。また、バスチャーター費用についても、シルバーパス制度を活用し、必要性について再検証が必要である。開催場所といったハード面については、現在の一か所開催をよとする声も聞かれ、なかなか早急な結論が出にくい。だが、高齢化率の高い清瀬市「らしさ」を追求し、中身の工夫をするといったソフト面は、毎年度、出席者のアンケート調査をするなどの改善に努めるべきである。 ・老人の福祉への関心と理解 例えば商工会等の協力を得て、老人週間は商店街にポスターやのぼりを設置し、対象者に商品の割引サービスを行うなど、市全体が老人週間を盛り上げ、本来の趣旨である老人の福祉への関心と理解を深める事業実施を提案したい。 	<p>高齢者人口の増加により清瀬市における高齢化率は25%を超え、今や市民の4人に一人は高齢者となっている。高齢化率は今後も上昇する見通しであり、高齢者の医療、介護といった社会保障費も増大しており、こうしたことに対応して行かなければならない背景がある中で、平均寿命も延びてきていることから77歳の方に対する敬老祝い金については、縮小若しくは廃止について検討したい。</p> <p>敬老大会については、会場の空調設備などについて改善を図って行くとともに、多世代交流という意味からも学生ボランティアなどを引き続きお願いし、より多くの市民の方とともに長寿をお祝いできるものとして行く。また、二部の演芸についても今年度実施して好評であった消費生活や交通安全の啓発といった意義のあるものを選択実施できるよう内容を吟味するとともに来場者記念品についてもアンケート調査を実施するなどして、高齢者の皆さんの意向を伺いたいと考えている。</p>
5	健康増進事業（健康推進課）	市の職責として特定健診事業等が可能な規模での継続を望む。その上でアンケートを実施し、その結果費用対効果の面から縮小も含めた見直しが将来的に必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のスポーツクラブ等との住み分け 民間のスポーツクラブの運営方法やサービスのあり方等について比較することは有意義であるが、民間のスポーツクラブと比較する前に、まずは、市の責務である特定健診事業の中で糖尿病や高血圧症予防等を実施することが必要である。スポーツクラブ需要ではなく、体力づくり需要を掘り起こし、市民の体力を底上げし、清瀬市民の健康増進に努めるべきである。 その為には、予算を拡充して設備投資をすることで単にスポーツクラブとしての機能を高めるのではなく、趣旨に適う事業実施を求める。例えば、健康増進室として、管理栄養士や保健師と連携を強化し、食事とタイアップした指導の実施や、市民あがりの体カテスト、柳瀬川を走るランナーをターゲットとしたイベントの実施等、企画力を生かして頂きたい。 ・広報及び利用者アンケート 夜間利用者や若い世代の利用者が少ない点は、費用対効果の面から課題である。職員を配置し利用者を待っているだけのセンター「ありき」の姿勢ではなく、市民が足を運ぶ様な広報が必要である。その他、利用者アンケートを実施し、その結果、開館時間や事業内容、または下宿の市民体育館にスポーツ設備を集積するなど、様々な視点で、部分的縮小や変更も含めた見直しが、将来的に必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月から5月にかけて利用者アンケートを実施し、開館時間やプログラム等事業内容の顧客ニーズを把握する。 ・アンケートの結果を受け6月から8月にかけて保健師、管理栄養士、運動指導士を含めた健康増進室あり方検討会を実施し、魅力ある新プログラム等の検討を行う。(検討内容は平成26年度予算に反映させる) ・平成25年度後半に新プログラムや開館時間など試行的に実施し影響・反響等を調べる。